答弁第一四八号平成二十年三月十四日受領

内閣衆質一六九第一四八号

平成二十年三月十四日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出霞が関埋蔵金の有無に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出霞が関埋蔵金の有無に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「取り崩し可能な埋蔵金」 の定義は明らかではないこと等から、 その有無や金額等についてお

答えすることは困難である。

内訳は、

なお、 特別会計の積立金等の金額については、平成十八年度末において、総額約百九十六兆円で、その

計が約十四兆円、 国債整理基金特別会計が約十三兆円、 労働保険特別会計が約十一兆円、 国民年金特別会

厚生保険特別会計が約百三十一兆円、外国為替資金特別会計が約十六兆円、

財政融資資金特別会

計が約十兆円、 地震再保険特別会計が約一兆円等であり、 これらについては平成十八年度決算書において

お示ししているところである。 これらの積立金等は、それぞれ、 目的に沿って積み立てられた必要なもの

であるが、 いずれにせよ、 特別会計の積立金等による財政健全化への寄与については、 特別会計に関する

法律(平成十九年法律第二十三号)等に基づき、今後とも適切に対処していく所存である。